

糸魚川市地域防災計画

平成 25 年 7 月策定

令和 8 年 8 月修正

糸魚川市防災会議

目 次

共 通 用 語	i
---------------	---

総 則 編

第1章 総 則

第1節	計画作成の趣旨等	1-1-1
第2節	防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱	1-2-1
第3節	市の概要	1-3-1
第4節	災害の履歴	1-4-1

震 災 対 策 編

第1章 地震被害想定

第1節	地震被害想定	1-1-1
-----	--------------	-------

第2章 災害予防

緊急地震速報と地震情報	i ～ iv
第1節 防災教育・訓練	2-1-1
第2節 自主防災組織の育成	2-2-1
第3節 防災都市計画	2-3-1
第4節 集落孤立対策	2-4-1
第5節 地盤災害予防計画	2-5-1
第6節 建築物等災害予防	2-6-1
第7節 道路・橋りょう・トンネル等の地震対策	2-7-1
第8節 港湾・漁港施設の地震対策	2-8-1
第9節 鉄道事業者の地震対策	2-9-1
第10節 治山・砂防・河川・海岸施設の地震対策	2-10-1
第11節 農地・農業用施設等の地震対策	2-11-1
第12節 防災通信施設の整備と地震対策	2-12-1

第13節	放送事業者の地震対策	2-13-1
第14節	電気通信事業者の地震対策	2-14-1
第15節	電力供給事業者の地震対策	2-15-1
第16節	ガス事業者等の地震対策	2-16-1
第17節	上水道の地震対策	2-17-1
第18節	下水道等の地震対策	2-18-1
第19節	危険物等施設の地震対策	2-19-1
第20節	津波災害予防計画	2-20-1
第21節	地震火災予防計画	2-21-1
第22節	廃棄物処理体制の整備	2-22-1
第23節	救急・救助体制の整備	2-23-1
第24節	医療救護体制の整備	2-24-1
第25節	避難体制の整備	2-25-1
第26節	要配慮者の安全確保計画	2-26-1
第27節	食料・生活必需品等の確保計画	2-27-1
第28節	学校等の地震防災対策	2-28-1
第29節	文化財の地震防災対策	2-29-1
第30節	ボランティア受入れ体制の整備	2-30-1
第31節	事業所等の事業継続	2-31-1
第32節	行政機関等の業務継続計画	2-32-1

第3章 災害応急対策

第1節	災害対策本部の組織・運営計画	3-1-1
第2節	防災関係機関の相互協力体制	3-2-1
第3節	災害時の通信確保	3-3-1
第4節	津波避難計画	3-4-1
第5節	被災状況等収集伝達計画	3-5-1
第6節	広報計画	3-6-1
第7節	市民等避難計画	3-7-1
第8節	避難所運営計画	3-8-1
第9節	避難所外避難者の支援計画	3-9-1
第10節	自衛隊の災害派遣計画	3-10-1
第11節	輸送計画	3-11-1
第12節	警備・保安及び交通規制計画	3-12-1
第13節	海上における災害応急対策	3-13-1
第14節	消火活動計画	3-14-1
第15節	救急・救助活動計画	3-15-1
第16節	医療救護活動計画	3-16-1
第17節	防疫及び保健衛生計画	3-17-1
第18節	こころのケア対策計画	3-18-1
第19節	児童生徒等に対するこころのケア対策計画	3-19-1
第20節	廃棄物の処理計画	3-20-1

第21節	トイレ対策計画	3-21-1
第22節	入浴対策計画	3-22-1
第23節	食料・生活必需品等の供給計画	3-23-1
第24節	要配慮者の応急対策	3-24-1
第25節	建物の応急危険度判定計画	3-25-1
第26節	宅地等の応急危険度判定計画	3-26-1
第27節	学校等における応急対策	3-27-1
第28節	文化財応急対策	3-28-1
第29節	障害物の処理計画	3-29-1
第30節	遺体の捜索・処理・埋葬計画	3-30-1
第31節	愛玩動物の保護対策	3-31-1
第32節	災害時の放送	3-32-1
第33節	公衆通信の確保	3-33-1
第34節	電力供給応急対策	3-34-1
第35節	ガスの安全、供給対策	3-35-1
第36節	給水・上水道施設応急対策	3-36-1
第37節	下水道等施設応急対策	3-37-1
第38節	危険物等施設応急対策	3-38-1
第39節	道路・橋りょう・トンネル等の応急対策	3-39-1
第40節	港湾・漁港施設の応急対策	3-40-1
第41節	鉄道事業者の応急対策	3-41-1
第42節	治山・砂防施設等の応急対策	3-42-1
第43節	河川・海岸施設の応急対策	3-43-1
第44節	農地・農業用施設等の応急対策	3-44-1
第45節	農林水産業応急対策	3-45-1
第46節	商工業応急対策	3-46-1
第47節	応急住宅対策	3-47-1
第48節	ボランティアの受入れ計画	3-48-1
第49節	義援金の受入れ・配分計画	3-49-1
第50節	義援物資対策	3-50-1
第51節	災害救助法による救助	3-51-1

第4章 災害復旧・復興計画

第1節	民生安定化対策	4-1-1
第2節	融資・貸付その他資金等による支援計画	4-2-1
第3節	公共施設等災害復旧対策	4-3-1
第4節	災害復興対策	4-4-1

津波災害対策編

第1章 総則

第1節	津波防災地域づくりの推進に関する対応方針	1-1-1
第2節	津波浸水想定	1-2-1
第3節	地形特性に応じた対策の方向性	1-3-1

第2章 災害予防

第1節	防災教育・訓練	2-1-1
第2節	自主防災組織の育成	2-2-1
第3節	都市防災計画	2-3-1
第4節	集落孤立対策	2-4-1
第5節	建築物等災害予防	2-5-1
第6節	道路・橋りょう・トンネル等の地震・津波対策	2-6-1
第7節	港湾・漁港施設の地震・津波対策	2-7-1
第8節	鉄道事業者の地震・津波対策	2-8-1
第9節	治山・砂防・河川・海岸施設の地震・津波対策	2-9-1
第10節	農地・農業用施設等の地震・津波対策	2-10-1
第11節	防災通信施設の整備と地震・津波対策	2-11-1
第12節	放送事業者の地震・津波対策	2-12-1
第13節	電気通信事業者の地震・津波対策	2-13-1
第14節	電力供給事業者の地震・津波対策	2-14-1
第15節	ガス事業者等の地震・津波対策	2-15-1
第16節	上水道の地震・津波対策	2-16-1
第17節	下水道等の地震・津波対策	2-17-1
第18節	危険物等施設の地震・津波対策	2-18-1
第19節	火災予防計画	2-19-1
第20節	水防活動体制の整備	2-20-1
第21節	廃棄物処理体制の整備	2-21-1
第22節	救急・救助体制の整備	2-22-1
第23節	医療救護体制の整備	2-23-1
第24節	避難体制の整備	2-24-1
第25節	要配慮者の安全確保計画	2-25-1
第26節	食料・生活必需品等の確保計画	2-26-1
第27節	学校等の地震・津波防災対策	2-27-1
第28節	文化財の地震・津波防災対策	2-28-1
第29節	ボランティア受入れ体制の整備	2-29-1
第30節	事業所等の事業継続	2-30-1
第31節	行政機能の保全	2-31-1

第3章 災害応急対策

第1節	災害対策本部の組織・運営計画	3-1-1
第2節	防災関係機関の相互協力体制	3-2-1
第3節	災害時の通信確保	3-3-1
第4節	被災状況等収集伝達計画	3-4-1
第5節	広報計画	3-5-1
第6節	津波避難計画	3-6-1
第7節	避難所運営計画	3-7-1
第8節	避難所外避難者の支援計画	3-8-1
第9節	自衛隊の災害派遣計画	3-9-1
第10節	輸送計画	3-10-1
第11節	警備・保安及び交通規制計画	3-11-1
第12節	海上における災害応急対策	3-12-1
第13節	消火活動計画	3-13-1
第14節	水防活動計画	3-14-1
第15節	救急・救助活動計画	3-15-1
第16節	医療救護活動計画	3-16-1
第17節	防疫及び保健衛生計画	3-17-1
第18節	こころのケア対策計画	3-18-1
第19節	児童生徒等に対するこころのケア対策計画	3-19-1
第20節	廃棄物の処理計画	3-20-1
第21節	トイレ対策計画	3-21-1
第22節	入浴対策計画	3-22-1
第23節	食料・生活必需品等の供給計画	3-23-1
第24節	要配慮者の応急対策	3-24-1
第25節	建物の応急危険度判定計画	3-25-1
第26節	宅地等の応急危険度判定計画	3-26-1
第27節	学校等における応急対策	3-27-1
第28節	文化財応急対策	3-28-1
第29節	障害物の処理計画	3-29-1
第30節	遺体の捜索・処理・埋葬計画	3-30-1
第31節	愛玩動物の保護対策	3-31-1
第32節	災害時の放送	3-32-1
第33節	公衆通信の確保	3-33-1
第34節	電力供給応急対策	3-34-1
第35節	ガスの安全、供給対策	3-35-1
第36節	給水・上水道施設応急対策	3-36-1
第37節	下水道等施設応急対策	3-37-1
第38節	危険物等施設応急対策	3-38-1
第39節	道路・橋りょう・トンネル等の応急対策	3-39-1
第40節	港湾・漁港施設の応急対策	3-40-1
第41節	鉄道事業者の応急対策	3-41-1
第42節	治山・砂防施設等の応急対策	3-42-1

第43節	河川・海岸施設の応急対策	3-43-1
第44節	農地・農業用施設等の応急対策	3-44-1
第45節	農林水産業応急対策	3-45-1
第46節	商工業応急対策	3-46-1
第47節	応急住宅対策	3-47-1
第48節	ボランティアの受入れ計画	3-48-1
第49節	義援金の受入れ・配分計画	3-49-1
第50節	義援物資対策	3-50-1
第51節	災害救助法による救助	3-51-1

第4章 災害復旧・復興計画

第1節	民生安定化対策	4-1-1
第2節	融資・貸付その他資金等による支援計画	4-2-1
第3節	公共施設等災害復旧対策	4-3-1
第4節	災害復興対策	4-4-1

風水害対策編

避難情報に関するガイドラインの改定	i ～ ii
-------------------	--------

第1章 被害想定

第1節	自然災害被害想定	1-1-1
-----	----------	-------

第2章 災害予防

第1節	防災教育・訓練	2-1-1
第2節	自主防災組織の育成	2-2-1
第3節	都市防災計画	2-3-1
第4節	集落孤立対策	2-4-1
第5節	建築物等災害予防	2-5-1
第6節	気象等防災観測体制の整備	2-6-1
第7節	道路・橋りょう・トンネル等の風水害対策	2-7-1
第8節	港湾・漁港施設の風水害対策	2-8-1
第9節	鉄道事業者の風水害対策	2-9-1
第10節	土砂災害予防計画	2-10-1
第11節	河川・海岸災害予防計画	2-11-1

第12節	農地・農業用施設等の災害予防計画	2-12-1
第13節	防災通信施設の整備と風水害対策	2-13-1
第14節	放送事業者の風水害対策	2-14-1
第15節	電気通信事業者の風水害対策	2-15-1
第16節	電力供給事業者の風水害対策	2-16-1
第17節	ガス事業者等の風水害対策	2-17-1
第18節	上水道の風水害対策	2-18-1
第19節	下水道等の風水害対策	2-19-1
第20節	危険物等施設の風水害対策	2-20-1
第21節	火災予防計画	2-21-1
第22節	水防活動体制の整備	2-22-1
第23節	廃棄物処理体制の整備	2-23-1
第24節	救急・救護体制の整備	2-24-1
第25節	医療救護体制の整備	2-25-1
第26節	避難体制の整備	2-26-1
第27節	要配慮者の安全確保計画	2-27-1
第28節	食料・生活必需品等の確保計画	2-28-1
第29節	学校等の風水害対策	2-29-1
第30節	文化財の風水害対策	2-30-1
第31節	ボランティア受入れ体制の整備	2-31-1
第32節	事業所等の事業継続	2-32-1
第33節	行政機関等の業務継続計画	2-33-1

第3章 災害応急対策

災害応急対策タイムスケジュール	i ～ ii
-----------------	--------

第1節	災害対策本部の組織・運営計画	3-1-1
第2節	防災関係機関の相互協力体制	3-2-1
第3節	気象情報等伝達計画	3-3-1
第4節	洪水予報・水防警報伝達計画	3-4-1
第5節	土砂災害緊急情報・土砂災害警戒情報伝達計画	3-5-1
第6節	災害時の通信確保	3-6-1
第7節	被災状況等収集伝達計画	3-7-1
第8節	広報計画	3-8-1
第9節	市民等避難計画	3-9-1
第10節	避難所運営計画	3-10-1
第11節	避難所外避難者の支援計画	3-11-1
第12節	自衛隊の災害派遣計画	3-12-1
第13節	輸送計画	3-13-1
第14節	警備・保安及び交通規制計画	3-14-1
第15節	海上における災害応急対策	3-15-1
第16節	消火活動計画	3-16-1

第17節	水防活動計画	3-17-1
第18節	救急・救助活動計画	3-18-1
第19節	医療救護活動計画	3-19-1
第20節	防疫及び保健衛生計画	3-20-1
第21節	こころのケア対策計画	3-21-1
第22節	児童生徒等に対するこころのケア対策計画	3-22-1
第23節	廃棄物の処理計画	3-23-1
第24節	トイレ対策計画	3-24-1
第25節	入浴対策計画	3-25-1
第26節	食料・生活必需品等供給計画	3-26-1
第27節	要配慮者の応急対策	3-27-1
第28節	学校等における応急対策	3-28-1
第29節	文化財応急対策	3-29-1
第30節	障害物の処理計画	3-30-1
第31節	遺体の捜索・処理・埋葬計画	3-31-1
第32節	愛玩動物の保護対策	3-32-1
第33節	災害時の放送	3-33-1
第34節	公衆通信の確保	3-34-1
第35節	電力供給応急対策	3-35-1
第36節	ガスの安全、供給対策	3-36-1
第37節	給水・上水道施設応急対策	3-37-1
第38節	下水道等施設応急対策	3-38-1
第39節	危険物等施設応急対策	3-39-1
第40節	道路・橋りょう・トンネル等の応急対策	3-40-1
第41節	港湾・漁港施設の応急対策	3-41-1
第42節	鉄道事業者の応急対策	3-42-1
第43節	土砂災害・斜面災害応急対策	3-43-1
第44節	河川・海岸施設の応急対策	3-44-1
第45節	農地・農業用施設等の応急対策	3-45-1
第46節	農林水産業応急対策	3-46-1
第47節	商工業応急対策	3-47-1
第48節	応急住宅対策	3-48-1
第49節	ボランティアの受入れ計画	3-49-1
第50節	義援金の受入れ・配分計画	3-50-1
第51節	義援物資対策	3-51-1
第52節	災害救助法による救助	3-52-1

第4章 災害復旧・復興計画

第1節	民生安定化対策	4-1-1
第2節	融資・貸付その他資金等による支援計画	4-2-1
第3節	公共施設等災害復旧対策	4-3-1
第4節	災害復興対策	4-4-1

個 別 災 害 対 策 編

第1章 水防対策

第1節	水防管理団体等の体制整備	1-1-1
第2節	洪水予報・水防警報の伝達	1-2-1
第3節	水防活動	1-3-1

第2章 雪害対策

第1節	雪害対策総則	2-1-1
第2節	災害対策本部の組織・運営	2-2-1
第3節	降雪等に関する気象注意報・警報及び予報	2-3-1
第4節	孤立予想地区の通信・連絡体制等の整備	2-4-1
第5節	建築物の雪害予防計画	2-5-1
第6節	電力・通信の確保計画	2-6-1
第7節	消・融雪施設等の整備	2-7-1
第8節	積雪期の交通確保計画	2-8-1
第9節	雪崩防止施設等の整備	2-9-1
第10節	雪崩事故の防止と応急対策	2-10-1

第3章 林野火災対策

第1節	林野火災予防計画	3-1-1
第2節	林野火災応急対策	3-2-1

第4章 火山災害対策

第1節	火山災害予防計画	4-1-1
第2節	火山災害応急対策	4-2-1

第5章 大規模火災対策

第1節	大規模火災の履歴	5-1-1
第2節	大規模火災予防計画	5-2-1
第3節	大規模火災応急対策	5-3-1

化学工業地域災害対策編

第1章 総 則

第1節	計画の目的	1-1-1
第2節	指定地域の範囲	1-1-1
第3節	想定される災害	1-1-1
第4節	指定地域の現況	1-4-1
第5節	防災関係機関及び関連企業の処理すべき事務又は業務の大綱	1-5-1

第2章 防災組織

第1節	組織の整備	2-1-1
第2節	応援協力体制の確立	2-2-1
第3節	消防体制	2-3-1

第3章 災害予防

第1節	防災施設及び資器材の整備	3-1-1
第2節	防災教育及び防災訓練	3-2-1
第3節	災害予防	3-3-1

第4章 災害応急対策

第1節	災害対策本部	4-1-1
第2節	情報の収集及び伝達	4-2-1
第3節	災害広報	4-3-1
第4節	避難対策及び警戒区域の設定	4-4-1
第5節	高速道路車両及び列車の措置	4-5-1
第6節	救出・医療救護対策	4-6-1
第7節	応援要請の時期	4-7-1
第8節	災害防御対策	4-7-1

原子力災害対策編

第1章 総則

第1節	計画作成の趣旨等	1-1-1
第2節	計画の基礎とするべき災害の想定	1-2-1
第3節	原子力災害対策を実施すべき地域の範囲	1-3-1
第4節	防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱	1-4-1
第5節	用語の解説	1-5-1

第2章 原子力災害事前対策

第1節	基本方針	2-1-1
第2節	原子力事業者防災業務計画に関する協議 及び原子力防災要員の現況等の届出	2-2-1
第3節	安全協定の適切な運用	2-3-1
第4節	原子力防災専門官との連携	2-4-1
第5節	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	2-5-1
第6節	情報の収集・連絡体制等の整備	2-6-1
第7節	緊急事態応急体制の整備	2-7-1
第8節	屋内退避・避難体制の整備	2-8-1
第9節	複合災害時対応体制の整備	2-9-1
第10節	緊急輸送活動体制の整備	2-10-1
第11節	救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備	2-11-1
第12節	住民等への的確な情報伝達体制の整備	2-12-1
第13節	行政機関の業務継続計画の策定	2-13-1
第14節	原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発	2-14-1
第15節	防災業務関係者の人材育成	2-15-1
第16節	防災訓練等の実施	2-16-1

第3章 緊急事態応急対策

第1節	基本方針	3-1-1
第2節	情報の収集・連絡、緊急連絡体制の確保	3-2-1
第3節	活動体制の確立	3-3-1
第4節	屋内退避、避難、受入れ等の防護活動	3-4-1
第5節	治安の確保	3-5-1
第6節	飲料水・飲食物の摂取制限、農林水産物等の採取及び出荷制限	3-6-1
第7節	緊急輸送活動	3-7-1
第8節	救助・救急、消火及び医療活動	3-8-1
第9節	住民等への的確な情報伝達活動	3-9-1

第10節	自発的支援の受入れ	3-10-1
第11節	防災業務関係者防護対策	3-11-1
第12節	行政機関の業務継続に係る措置	3-12-1
第13節	核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応	3-13-1

第4章 複合災害対策

第1節	複合災害時における原子力災害対策本部等の組織・運営	4-1-1
第2節	複合災害時における応急対策	4-2-1

第5章 原子力災害中長期対策

第1節	基本方針	5-1-1
第2節	緊急事態解除宣言後の対応	5-2-1
第3節	被災者等の生活再建等の支援	5-3-1
第4節	産業等への支援	5-4-1
第5節	心身の健康相談体制の整備	5-5-1

別冊 資料編

作成	平成18年9月13日
修正	平成20年3月1日
修正	平成21年4月1日
修正	平成23年4月1日
全部改正	平成25年7月4日
修正	平成26年5月23日
修正	平成27年5月21日
修正	平成28年6月10日
修正	平成29年6月9日
修正	令和元年6月13日
修正	令和2年6月19日
修正	令和3年6月29日
修正	令和4年6月30日
修正	令和5年7月14日
修正	令和6年7月12日
修正	令和7年7月11日
修正	令和8年8月21日

共通用語

本計画における主な用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 市民等
市内に居住する人（外国人居住者を含む。）、旅行や仕事などで市内に滞在している人、市内を車や電車で通過中の人など、市内のすべての人のことをいう。
- (2) 自主防災組織
住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。（災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条の2関係）
- (3) 要配慮者
高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。（法第8条第2項関係）
- (4) 避難行動要支援者
要配慮者のうち、災害発生時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの。（法第49条の10関係）
- (5) 地区防災計画
地区居住者等が共同して行う防災活動に関する計画であり、市町村等が活動の中心となる市町村地域防災計画とコミュニティが中心となる地区防災計画とが相まって地域における防災力の向上を図ろうとするもの。（法第42条第3項及び第42条の2関係）
- (6) 避難場所
災害の危険が切迫した場合における住民等の安全な避難先を確保する観点から、災害の危険が及ばない場所又は施設をいう。
- (7) 指定緊急避難場所
避難場所のうち市が指定したもの。（法第49条の4から第49条の6まで及び第49条の8関係）
- (8) 避難所
被災者が一定期間滞在する場をいう。
- (9) 指定避難所
避難所のうち市が指定したもの。（法第49条の7及び第49条の8関係）
- (10) 福祉避難所
災害時に体育館など一般の避難所での避難生活が困難な高齢者や障害のある人など、特別な配慮を必要とする人が安心して避難できるように開設される避難所をいう。
- (11) 罹災証明書
災害により被災した住家等について、その被害の程度を証明したもの。（法第90条の2関係）また、罹災証明書のほかに、被災証明書（住家以外に被害を受けたことについて、被害を受けた事実を証明するもの。）、被災届出証明書（家屋や構築物等に被害を受けたことについて、被災の状況を市に届け出たという事実を証明するもの。）があり、これらを含む。
- (12) 被災者台帳
被災者の援護を実施するための基礎とする台帳をいう。（法第90条の3関係）